

別表三(一) 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「住民税額の計算の基礎となる法人税額5」 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」)-別表六(十)「23」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「22」-別表六(十五)「32」-別表六(十八)「24」-別表六(十九)「22」-別表六(二十二)「21」-<u>別表六(二十六の二)「24」</u>-<u>別表六(二十六の三)「9」</u>)</p>	<p>措置法第42条の4第6項((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除))に規定する中小企業者等については、次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成23年4月1日以後に開始する事業年度 左記の算式により計算した金額から、(別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+別表六(二十六)「12」)の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 平成23年4月1日前に開始した事業年度 左記の算式中「別表六(十五)「32」」とあるのを「(別表六(十五)「16」+「21」)」と読み替えて計算した金額から別表六(七)「15」の金額を控除した金額を記載します。</p>	